

平成 29 年 6 月 藤 枝 市 議 会  
定 例 会 議 案

平成 29 年 6 月 5 日  
藤 枝 市 長

目 次		
議案番号	議案名	頁
第 6 5 号議案	専決処分の承認を求めることについて(藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)	1
第 6 6 号議案	専決処分の承認を求めることについて(藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	4
第 6 7 号議案	平成 2 9 年度藤枝市一般会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 6 8 号議案	平成 2 9 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 6 9 号議案	藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例	7
第 7 0 号議案	藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	8
第 7 1 号議案	藤枝市産学官連携推進センター条例	9
第 7 2 号議案	藤枝市税条例の一部を改正する条例	14
第 7 3 号議案	藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例	23
第 7 4 号議案	藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例	25
第 7 5 号議案	建設工事委託協定の締結について (藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事)	27

専決処分の承認を求めることについて（藤枝市消防団員等公務災害補償  
条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

藤枝市長 北 村 正 平

## 藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満」を削り、「以下」の次に「この項において」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の藤枝市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた藤枝市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて（藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

藤枝市長 北 村 正 平

## 藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険税条例（昭和 32 年藤枝市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 2 号中「265,000 円」を「27 万円」に改め、同項第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後の藤枝市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例

藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第5項において同じ。）」を加える。

第25条第5項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第27条第1項第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

第36条第2項第2号中「第27条」を「第28条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年藤枝市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 9 号」を「第 1 9 条第 1 0 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市産学官連携推進センター条例

(目的)

第 1 条 市は、中小企業をはじめとする地元産業の活性化を図るとともに、新たな産業や事業を創出し、及び地域を担う人材を育成し、もって豊かな地域社会の形成と市産業経済の発展に寄与するため、企業、大学その他の教育研究機関(第 3 条第 3 号において「大学等」という。)、地域社会及び行政が連携し、活動・交流する拠点となる産学官連携推進センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 藤枝市産学官連携推進センター

位置 藤枝市前島一丁目 7 番 1 0 号

(事業)

第 3 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 産業振興に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 起業及び経営成長並びに新たな産業や事業の創出に関する総合的な相談及び支援に関すること。
- (3) 企業及び大学等の相互間の連携並びに地域社会との交流の促進に関すること。
- (4) 職業能力を有する人材育成及び就職の支援に関すること。
- (5) 地産地消、食育等の推進、情報提供及び発信に関すること。
- (6) 講義、演習、会議等のための施設提供に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(施設の構成)

第 4 条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 活動交流スペース
- (2) セミナールーム
- (3) 食メディアラボ
- (4) 前 3 号に掲げる施設に附帯する施設

2 前項第 1 号の活動交流スペース及び第 2 号のセミナールーム(以下「開放施設」という。)は、第 1 条の目的に資する活動に利用させる施設とする。

3 第 1 項第 3 号の食メディアラボは、市又は次条に規定する指定管理者が第 3 条

各号の事業等を実施し、住民の利用に供するものとする。

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の収受に関する業務
- (4) センターの維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開放施設の利用の許可)

第9条 開放施設の一部又は全部を専用して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可について管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第10条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可又は許可事項の変更許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設、設備、備品、資料等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

(4) センターの管理上支障があると認めるとき。

(5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用料金)

第11条 第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に納期限を定めるときは、当該納期限までに利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

第12条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責によらない理由で使用ができなかったとき。

(2) 規則で定める期日までに利用の許可の取消しを申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第14条 利用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用の目的の変更等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は次条の規定により利用の

許可を取り消され、利用を停止され、若しくは第18条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに現状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第10条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者に損害を生ずることがあっても、市及び指定管理者は賠償の責を負わない。

(入館等の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者

(2) センターの管理上支障があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、指定管理者が不相当と認める者

(損害賠償の義務)

第19条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第20条 法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がセンターの管理運営を行うときは、第7条第2項、第8条第2項、第9条、第10条、第11条第1項、第12条から第14条まで、第17条及び第18条の規定を準用する。

2 前項に規定する市長がセンターの管理運営を行う場合にあっては、次の表左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第2項、第8条第2項及び別表	指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て	市長が特に必要があると認める場合は
第9条、第10条、第11条第1項、第12条から第14条まで、第17条第1項及び第18条	指定管理者	市長
第11条第1項	利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）	別表に掲げる使用料（以下「使用料」という。）
第11条第1項、第12条、第13条及び別表	利用料金	使用料
第17条第2項	市及び指定管理者	市

（委任）

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区分	単位	利用料金
活動交流スペース	1平方メートル当たり 1時間につき	15円
セミナールーム	1区画当たり 1時間につき	2,550円

備考

- 1 セミナールームの一部を利用する場合において、その利用面積が2分の1以下のときの利用料金は、所定の金額の2分の1の額とする。
- 2 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用の許可に関する基本的な時間区分及びこれに係る利用料金を定めることができる。この場合における利用料金は、上表に掲げる額に時間区分の時間を乗じた額の範囲内で定めるものとする。

## 藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和 29 年藤枝市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 4 項中「第 3 7 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 3 7 条の 2 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項に同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 3 7 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 3 3 条第 6 項中「第 3 7 条第 1 項の規定による申告書（その提出後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 3 7 条の 2 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 3 7 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 3 4 条の 9 第 1 項中「第 3 3 条第 4 項の申告書」を「第 3 3 条第 4 項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第 6 項の申告書」を「同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第 2 章第 1 節第 6 款」を「同節第 6 款」に改める。

第 4 8 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 2 項中「においては」を「には」に改め、同条第 3 項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第 5 項第 1 号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第 5 項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第 6 項



中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「当該修正申告書」を「当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「<sup>あん</sup>按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年

の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「法附則第15条第33項第1号イ」を「法附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「法附則第15条第33項第1号ロ」を「法附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「法附則第15条第33項第2号イ」を「法附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「法附則第15条第33項第2号ロ」を「法附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「法附則第15条第33項第2号ハ」を「法附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第37項」に改め、同条第11項を削る。

附則第10条の2第12項中「法附則第15条第42項」を「法附則第15条第39項」に改め、同項を同条第11項とする。

附則第10条の2第13項を同条第14項とし、同項の前に次の2項を加える。

12 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号及び法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  
附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2

項中「平成２９年度」を「平成３２年度」に、「附則第３４条の２第９項」を「附則第３４条の２第１０項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第２０条の２第４項中「第３７条第１項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで提出された第３７条の２第１項に規定する確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ）」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第３７条第１項の規定による申告書

(2) 第３７条の２第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第２０条の３第４項中「第３７条第１項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第３７条の２第１項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ）」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第３７条第１項の規定による申告書

(2) 第３７条の２第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第２０条の３第６項中「第３７条第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第３７条の２第１項の確定申告書を含む。）」を「同条第４項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第10条の2第13項を同項第14項とし、同項の前に2項を加える改正規定(第13項に係る部分に限る。) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の藤枝市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の藤枝市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを藤枝市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（藤枝市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
  - 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。



藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例

藤枝市都市計画税条例（昭和 31 年藤枝市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し及び同項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改める。

附則第 1 3 項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 2 項中「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項」を、「第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 3 項及び第 5 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 3 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 4 項、第 6 項及び第 7 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項から第 8 項」を「附則第 8 項から第 1 0 項」に、「附則第 8 項」を「附則第 1 0 項」に、「附則第 9 項」を「附則第 1 1 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 8 項」を「附則第 1 0 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とし、附則第 9 項を附則第 1 1 項とし、附則第 8 項を附則第 1 0 項とする。

附則第 7 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 6 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 5 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 4 項を附則第 6 項とする。

附則第 3 項の前の見出しを削り、附則第 3 項を附則第 5 項とし、同項の前に見出しとして、「(宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第 2 項の次に次の 2 項を加える。

(法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合)

3 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市の定める割合は、2 分の 1 とする。

(法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合)

4 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市の定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 項を附則第 5 項とし、

附則第 2 項の次に 2 項を加える改正規定（第 4 項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤枝市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成27年藤枝市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号の主任介護支援専門員更新研修を修了したものを」（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（以下「新条例」という。）第5条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者）にあっては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

2 前項の規定により新条例第5条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研

修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第5条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

4 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

（藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例（平成29年藤枝市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

建設工事委託協定の締結について（藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事）

藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事について、次のとおり委託協定を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的  | 藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事                         |
| 2 | 契約の方法  | 随意契約                                       |
| 3 | 契約金額   | 340,300,000円                               |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号<br>日本下水道事業団<br>理事長 辻原 俊博 |

# 平成 29 年 6 月 藤枝市議会定例会

## 議案提案理由書 (第 65 号議案、第 66 号議案、第 69 号議案～第 75 号議案)

### 第 65 号議案

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成 29 年 3 月 29 日公布、平成 29 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本市の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分に付したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

### 第 66 号議案

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 29 年 3 月 31 日公布、平成 29 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本市の国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分に付したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

### 第 69 号議案

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特定個人情報の提供等の記録の取扱いに係る規定を整備するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用している条文の字句の整理を行うものであります。

### 第 70 号議案

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用している条文の字句の整理を行うものであります。

#### 第 7 1 号議案

企業、大学その他の教育研究機関、地域社会及び行政が連携し、中小企業をはじめとする地元産業の活性化、新たな産業の創出や地域人材の育成等の拠点となる藤枝市産学官連携推進センターの設置及び運営に関する条例を制定するものであります。

#### 第 7 2 号議案

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る住民税の課税方式の見直しや環境負荷の少ない軽自動車税の軽減等の特例措置の見直し等を行うものであります。

#### 第 7 3 号議案

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、わがまち特例の割合を定めるとともに、所要の改正をするものであります。

#### 第 7 4 号議案

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、主任介護支援専門員の要件について所要の改正を行うものであります。

#### 第 7 5 号議案

現在稼働している浄化センターは、日本下水道事業団に委託し建設された施設であり、今回、更新を図る水処理機械設備工事及び水処理電気設備工事についても、本施設に精通している日本下水道事業団と委託協定を締結するものであります。

事業費として、3億1,509万2,593円に消費税2,520万7,407円を加算した金額で、市議会の議決の日に協定を締結し、完成期限は平成31年3月末日を予定しております。